

第2期川越市

子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

概要版



川越市 令和2年3月

計画の概要

本市では、「川越市次世代育成支援対策行動計画（かわごえ子育てプラン）」や、子ども・子育て新制度の実施にあたり、「川越市子ども・子育て支援事業計画（第1期計画）」のもと、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。

本計画は、第1期計画策定以降の国・県等の動向や子ども・子育て環境を取り巻く社会状況の変化等に対応するとともに、本市の実情を踏まえ子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な実施を目的として策定するものです。

また、本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、児童福祉法に基づく「市町村整備計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」を包含しています。

目次

計画の概要	1
計画の基本理念	2
計画の視点	2
計画の体系	2
基本目標1 妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの 機会の充実	3
基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援	4
基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	5
基本目標4 地域と社会で子育てを支える環境づくり	6
基本目標5 すべての子どもの未来をつくる取組の推進	7
教育・保育	8
地域子ども・子育て支援事業	9

計画の基本理念

安心して子育てができるまち川越

計画の視点

将来を担う川越市の子どもたちが未来に向かって健やかに成長していくため、障害や貧困、家族の状況などの事情により支援が必要な子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育て家庭に対して、子どもの発達段階に応じたきめ細やかな支援に地域全体で取り組む必要があります。

このようなことから、基本理念の実現に向けて、以下の3つの視点を踏まえて施策を展開します。

- 1 ライフステージに応じた子どもの利益の尊重と生きる力の獲得
- 2 地域社会全体による子育て・親育ちへの支援
- 3 すべての子どもが夢や希望を持ち成長できるための支援

計画の体系

〔基本理念〕〔視点〕

〔基本目標〕

〔施策目標〕

安心して子育てができるまち川越

1 2 3
すべての子どもが夢や希望を持ち成長できるための支援
地域社会全体による子育て・親育ちへの支援
ライフステージに応じた子どもの利益の尊重と生きる力の獲得

1 妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実

- (1) 切れ目ない支援による子どもと親の健康の確保・増進
- (2) 愛情を育む親子のふれあいの機会の充実

2 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援

- (1) 教育・保育の充実と質的向上
- (2) 多様な保育事業の推進
- (3) 子育て支援サービスの充実

3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 学校教育の充実
- (2) 健やかな成長のための保健対策の推進
- (3) 家庭や地域による教育力の向上
- (4) 放課後の子どもの居場所づくり

4 地域と社会で子育てを支える環境づくり

- (1) 少子化対策の推進と次代の親の育成
- (2) 子どもの健全育成の取組と若者への支援
- (3) 安全・安心なまちづくり
- (4) 多文化共生の推進

5 すべての子どもの未来をつくる取組の推進

- (1) 子育て家庭の自立等への支援
- (2) 子どもの可能性を支える取組の推進
- (3) 子どもを虐待から守る取組の推進
- (4) 障害児施策の充実と支援体制整備の推進

● 基本目標1 妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実

- 安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、各種健診や訪問指導等の実施、相談体制の充実を通じて、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行います。
- 子どもが心身ともに健やかに成長するとともに、保護者の育児不安の軽減などを図るため、親子のふれあいや交流の機会の充実を図ります。

【指標】

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	今後も川越で子育てをしたいと思う保護者の割合（％）	93.6	95.0

施策目標（1）切れ目ない支援による子どもと親の健康の確保・増進

【主な取組・事業】

事業名	事業概要	担当課
乳幼児健診	乳幼児を対象に身体発育・精神発達の両面から健診を行い、子どもの健全育成を図るとともに、保護者の育児不安の解消を図ります。	健康づくり支援課
乳児家庭全戸訪問事業	概ね2か月までの産婦、乳児に対して、助産師、保健師が訪問する「産婦・新生児訪問指導」、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」により、子育て支援に関する相談や情報提供を行います。また、支援が必要な場合は、関係機関との連絡調整も行います。	健康づくり支援課
子育て世代包括支援センター	母子保健型、基本型、特定型の各利用者支援事業の連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。	健康づくり支援課
家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート）	6歳以下の未就学児がいる家庭に、研修を受けた家庭訪問型子育て支援ボランティアが訪問して、子育て支援を行います。	こども育成課

施策目標（2）愛情を育む親子のふれあいの機会の充実

【主な取組・事業】

事業名	事業概要	担当課
地域子育て支援拠点事業	子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するため、地域の身近な場所で、子育てをする親子の交流の場を提供します。	こども育成課
産前・産後サポート事業	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者による相談や情報交換の場の提供により、相談支援を行います。	健康づくり支援課

● 基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援

- 早期の待機児童の解消や幼児教育・保育無償化の円滑な実施、保育の質の向上に向けた取組を推進します。
- 子どもを就学前の教育・保育から小学校入学に円滑につなげることができるよう、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の連携を図ります。
- 多様化する保育ニーズにも対応できるよう、きめ細やかな保育事業を推進するとともに、ニーズを捉えた新たな保育サービスの提供を図ります。
- 子育て支援サービスを総合的に提供するとともに、情報発信や提供体制の充実など、子育て中の家庭が必要な情報を入手しやすい環境整備を推進します。

【指標】

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	就学前児童保護者の子育て環境や支援への満足度（5段階評価）	2.76	3.5
2	待機児童数（人）	20	0

施策目標（1）教育・保育の充実と質的向上

【主な取組・事業】

事業名	事業概要	担当課
通常保育事業	すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の適切な提供及び質の向上を進めます。	こども政策課 保育課
保育士研修	保育の質を高めるため、公立・民間保育所、小規模保育施設等に勤務する保育士等を対象に研修を行います。	保育課

施策目標（2）多様な保育事業の推進

【主な取組・事業】

事業名	事業概要	担当課
保育所等における一時預かり事業	保護者の傷病、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等により緊急・一時的に保育を必要とする場合に、保育所その他の場所において一時的に児童を預かる事業を実施します。	保育課
幼稚園等における一時預かり・預かり保育事業	保護者の労働等の事由により、幼稚園等に在籍している園児等を当該幼稚園等の教育時間を超えて保育するため、一時預かり・預かり保育事業の支援を行います。	保育課

施策目標（3）子育て支援サービスの充実

【主な取組・事業】

事業名	事業概要	担当課
利用者支援事業（基本型・特定型）	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報集約と提供を行うとともに、妊婦や保護者の利用にあたっての相談・助言を行い、関係機関との連絡調整を図ります。	こども育成課 保育課
子育て情報の発信	子育て情報誌、ホームページ、メールなどのさまざまな方法により子育てに関する情報を発信します。	こども政策課

●基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 将来を担う子どもたちの「生きる力」を育むため、一人ひとりの子どもの個性を生かし、豊かな心を育成する教育環境や健やかな成長のための保健対策の充実を図ります。
- 心身ともに健やかに成長し、自立した大人となるため、家庭や地域が連携して子どもたちを取り巻く環境の整備を進めます。
- 放課後等の子どもの居場所となる放課後児童健全育成事業を推進するとともに、子どもの成長段階に応じた新たな子どもの居場所づくりの検討を進めます。

【指標】

No.	指標	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
1	「学校へ行くのが楽しい」と思う児童生徒の割合（％）	84.5	87.5
2	放課後児童クラブ利用保護者の子育て環境や支援への満足度（5段階評価）	2.86	3.5

施策目標（1）学校教育の充実

【主な取組・事業】

事業名	事業概要	担当課
オールマイティー ティーチャー配置 事業	積極的な生徒指導を推進し、子どもたちの心の教育、学力向上、いじめの未然防止、少人数学級編制等、各学校におけるさまざまな課題を解決するため市費による教員を配置します。	学校管理課
教育相談・就学相談 事業	幼児から高校生までの教育に関わるさまざまな悩みなどについて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談体制の充実を図ります。また、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行えるよう、就学相談体制の充実を図ります。	教育センター

施策目標（2）健やかな成長のための保健対策の推進

【主な取組・事業】

事業名	事業概要	担当課
小・中学校における 食育の推進	学校における食育推進のため、各校で、教科・領域等において作成した全体計画に基づき、食育の推進を図ります。	教育指導課 学校給食課 教育センター

施策目標（3）家庭や地域による教育力の向上

【主な取組・事業】

事業名	事業概要	担当課
中学生社会体験事業	中学生が社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けるため、各校において各事業所の協力のもと児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の充実を図ります。	教育指導課

施策目標（4）放課後の子どもの居場所づくり

【主な取組・事業】

事業名	事業概要	担当課
放課後児童健全育成 事業	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後、学校の余裕教室等において適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図ります。	教育財務課 こども育成課

●基本目標4 地域と社会で子育てを支える環境づくり

- 結婚・妊娠・出産の希望をかなえることができるよう、支援体制の整備を推進します。
- すべての子どもが、ひとりの人間として健やかに成長できるよう、子どもの健全育成の取組や若者に対する支援を行います。
- 子どもや親子連れが安全で安心して生活することができるよう、交通安全対策や防犯に関する各種施策を実施します。
- 外国籍市民の子どもとその保護者等が、言語や生活習慣の違いに不安を感じることがないように、多文化共生のまちづくりを推進します。

【指標】

No.	指標	現状（平成 30 年度）	目標（令和 6 年度）
1	総合計画施策「少子化対策の推進」の満足度（%）	11.8	18.0

施策目標（1）少子化対策の推進と次代の親の育成

【主な取組・事業】

事業名	事業概要	担当課
ワーク・ライフ・バランス推進事業	ワーク・ライフ・バランス推進のため、事業主や従業員に対しセミナーの開催や市内好事例、制度等の情報提供及び啓発活動を行います。	男女共同参画課 雇用支援課

施策目標（2）子どもの健全育成の取組と若者への支援

【主な取組・事業】

事業名	事業概要	担当課
青少年を育てる市民会議	青少年健全育成活動が、市民総ぐるみで推進されるよう、関係機関・団体と協働して各種事業を実施します。	こども育成課

施策目標（3）安全・安心なまちづくり

【主な取組・事業】

事業名	事業概要	担当課
交通安全教室	交通安全教室を実施し、交通安全思想の普及を図ります。	防犯・交通安全課

施策目標（4）多文化共生の推進

【主な取組・事業】

事業名	事業概要	担当課
日本語教室	川越市国際交流センターにおいて、外国籍市民や日本語を母国語としない児童生徒のための日本語教室を開催します。	国際文化交流課

● 基本目標5 すべての子どもの未来をつくる取組の推進

- ひとり親家庭や生活困窮世帯をはじめとする、支援が必要な家庭等に対して自立した生活が送れるよう支援を行います。
- 子どもを虐待から守り、安心して生活できるよう、家庭への支援や関係機関との連携により、児童虐待の発生予防を図るとともに、早期発見、早期対応に取り組みます。
- 障害のある子どもとその保護者が、地域で安心して生活できるよう、支援体制を充実するとともに、障害児施策の充実を図ります。

【指標】

No.	指標	現状（平成30年度）	目標（令和6年度）
1	「自分にはよいところがあると思う」、「将来の夢や目標をもっている」児童生徒の割合（％）	79.7	82.7
2	児童虐待に関する行政の施策について「知っているものはない」と答えた市民の割合（％）	54.9	40.0

施策目標（1）子育て家庭の自立等への支援

【主な取組・事業】

事業名	事業概要	担当課
母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等の就労による自立をサポートするため、そのニーズ把握に努めるとともに、就業相談、就業情報の提供等を行い、就業支援講習会を開催します。	こども家庭課
生活困窮者自立支援事業	複合的な課題を抱える生活困窮者の課題に応じ、就労支援、家計改善、住居確保など、包括的かつ継続的な支援を行うことにより、早期に困窮状態から脱却できるよう支援します。	生活福祉課

施策目標（2）子どもの可能性を支える取組の推進

【主な取組・事業】

事業名	事業概要	担当課
ひとり親家庭等学習支援事業	ひとり親家庭等の中学生を対象に、学習習慣の定着や基礎的な学力向上を図るほか、進路相談等に応じるため、学習塾による無料の支援を行います。	こども家庭課
川越市生活困窮者学習・生活支援事業	貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む）の子どもに対する生活習慣・育成環境の改善に係る支援及び学習支援並びに保護者に対する養育支援等を行います。	生活福祉課

施策目標（3）子どもを虐待から守る取組の推進

【主な取組・事業】

事業名	事業概要	担当課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等の早期発見や適切な支援を図るため、当協議会において関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携ができるよう協議していきます。	こども家庭課
子ども家庭総合支援拠点の整備・運営	子ども家庭支援全般に係る業務や要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務を行う拠点について整備・運営を行います。	こども家庭課

施策目標（4）障害児施策の充実と支援体制整備の推進

【主な取組・事業】

事業名	事業概要	担当課
障害児通所支援事業の充実	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援事業サービスについて、提供体制の確保及び安定に努めるとともに、その質の向上を促進します。	療育支援課

教育・保育

1号認定から3号認定までの認定区分、教育・保育提供区域ごとに、子ども・子育て支援に関するニーズ調査や利用状況などを勘案し、令和2年度から令和6年度までの5年間の教育・保育のニーズ量の見込みを算出し、需要予測に対する確保の内容及び実施時期を確保方策として設定しています。

- 1号認定：満3歳以上の学校教育のみの就学前子ども（保育を必要としない子ども）
 2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
 3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）

＜量の見込み（全体）＞

		3歳以上			0歳	1・2歳
		1号認定	2号認定		3号認定	
		学校教育のみ	学校教育を希望	左記以外	保育の必要性あり	
令和2年度	量の見込み	4,086人	1,256人	2,927人	421人	2,178人
	確保方策	7,340人		3,183人	537人	2,120人
令和3年度	量の見込み	4,037人	1,240人	2,884人	416人	2,150人
	確保方策	7,195人		3,286人	548人	2,185人
令和4年度	量の見込み	4,003人	1,227人	2,855人	413人	2,122人
	確保方策	7,135人		3,322人	548人	2,209人
令和5年度	量の見込み	3,934人	1,205人	2,796人	412人	2,101人
	確保方策	7,135人		3,322人	548人	2,209人
令和6年度	量の見込み	3,870人	1,184人	2,755人	411人	2,090人
	確保方策	7,135人		3,322人	548人	2,209人

【1号認定】	○1号認定については、幼稚園の利用実態が広域であることから、区域を市全域に設定しています。 ○本市の幼稚園は、すべて私立幼稚園であり、今後、認定こども園に移行する幼稚園を含めて、希望者が入園可能な定員数であるため、量の見込みに対応できる確保量となっています。
【2号認定】	○2号認定のうち幼稚園での教育を希望する子どもについては、「学校教育を希望する」と区分し、提供区域は市全域として設定しています。幼稚園・認定こども園及び教育標準時間後の一時預かり・預かり保育事業により、量の見込みに対応できる確保量となっています。 ○教育を希望する子ども以外の2号認定については、上記表のうち「左記以外」として区分し、提供区域は本庁及び市民センター管内の計12区域を基本に統合した4区域として設定しています。認定こども園と保育所により、量の見込みに対応できる確保量となっています。
【3号認定】	○3号認定については、提供区域を4区域として設定しています。 ○0歳については、量の見込みに対応できる確保量となっていますが、1・2歳については、確保量が不足する年度において、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行など、量の見込みに対応した定員数を確保していきます。

地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

事業概要

母子保健型は、妊娠期から子育て期のさまざまな悩み等に対応するため、母子保健コーディネーター（助産師・保健師）を配置し、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、切れ目のない支援体制を構築する事業です。

基本型は、妊娠中の方、乳幼児とその保護者が、それぞれのニーズに合わせた教育・保育施設、その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、身近な場所で相談を受けたり、情報提供、助言等の必要な支援を行う事業です。

特定型は、多様な保育ニーズに対応するため、保育コンシェルジュ（保育士）を配置し、保育施設等の情報提供や個別のニーズに応じた保育サービスの提供を行う事業です。

＜母子保健型＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
②確保方策	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
②－①	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

＜基本型・特定型＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
②確保方策	4箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
②－①	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業概要

保育の必要性に応じて、保育標準時間（11時間）・保育短時間（8時間）の認定を行い、この保育必要量区分を超えて保育を行う事業です。

・対象児童・・・小学校就学前子ども

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,374人	2,342人	2,319人	2,266人	2,237人
②確保量	2,374人	2,342人	2,319人	2,266人	2,237人
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

(3) 放課後児童健全育成事業

事業概要

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業です。

・対象児童・・・小学生

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の 見込み	全学年	3,022 人	3,159 人	3,294 人	3,409 人	3,556 人
	1 年生	914 人	952 人	1,005 人	1,014 人	1,080 人
	2 年生	789 人	822 人	853 人	899 人	910 人
	3 年生	628 人	660 人	688 人	717 人	756 人
	4 年生	426 人	406 人	426 人	445 人	468 人
	5 年生	203 人	250 人	238 人	248 人	261 人
	6 年生	62 人	69 人	84 人	86 人	81 人
②確保量		3,934 人	4,094 人	4,214 人	4,334 人	4,454 人
② - ①		912 人	935 人	920 人	925 人	898 人

(4) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業、ショートステイ事業）

事業概要

トワイライトステイ事業は、保護者が仕事等により帰宅時間が夜間になる場合や夜間に不在となる場合に、児童養護施設等において一時的に預かり、児童の保育や食事の提供を行う事業です。

ショートステイ事業は、保護者の仕事や疾病、育児疲れ等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間子どもを預かり、宿泊を伴う養育支援を行う事業です。

・対象児童年齢…3～9歳

《トワイライトステイ事業》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	500人日	505人日	510人日	515人日	520人日
②確保量	500人日	505人日	510人日	515人日	520人日
実施箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

《ショートステイ事業》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	50人日	55人日	60人日	70人日	80人日
②確保量	50人日	55人日	60人日	70人日	80人日
実施箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②－①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）

事業概要

概ね出産後2か月までの産婦、乳児に対して、助産師・保健師が訪問する「産婦・新生児訪問指導」、生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」により、子育て支援に関する相談や情報提供を行う事業です。

・対象児童年齢・・・生後4か月までの乳児

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,432人	2,400人	2,379人	2,370人	2,359人
②確保量	2,432人	2,400人	2,379人	2,370人	2,359人
確保方策	実施体制：保健師、助産師による家庭訪問 実施機関：総合保健センター、登録助産師				
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

(6) 養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援を専門の相談員等が実施する事業です。

＜養育支援訪問事業＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	16人	16人	16人	16人	16人
②確保量	16人	16人	16人	16人	16人
確保方策	専門相談及び家事育児援助を実施 専門相談の実施体制：保健師、家庭児童相談員 家事育児援助の実施体制：市内訪問介護事業所				
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

＜要保護児童等＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	705人	750人	795人	795人	795人
②確保量	705人	750人	795人	795人	795人
確保方策	実施体制：社会福祉士、保健師、家庭児童相談員				
②－①	0人	0人	0人	0人	0人

(7) 地域子育て支援拠点事業

事業概要

子育てへの不安感の解消や子どもの健やかな育ちを支援するため、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て親子の交流の場を提供し、育児相談・情報提供・講座の実施などを行う事業です。

・対象児童年齢・・・0歳～概ね3歳未満

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	96,816人日	95,335人日	94,170人日	93,244人日	92,627人日
②確保量	92,702人日	94,086人日	94,170人日	93,244人日	92,627人日
実施箇所	24箇所	25箇所	26箇所	26箇所	26箇所
②－①	▲4,114人日	▲1,249人日	0人日	0人日	0人日

(8) 一時預かり事業

幼稚園等における一時預かり・預かり事業

事業概要

保護者の労働等の事由により、幼稚園等に在籍している園児を当該施設の教育時間を超えて保育を行う事業です。

・対象児童年齢・・・主に3歳～5歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	251,586人日	248,382人日	245,978人日	241,171人日	237,365人日
1号等による一時的な利用	15,598人日	21,088人日	23,994人日	23,515人日	23,044人日
2号(学校教育)による定期的な利用	235,988人日	227,294人日	221,984人日	217,656人日	214,321人日
②確保量					
一時預かり事業(幼稚園型)	15,598人日	21,088人日	23,994人日	23,515人日	23,044人日
預かり保育事業	235,988人日	227,294人日	221,984人日	217,656人日	214,321人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

保育所等における一時預かり・一時的保育事業

事業概要

保護者の傷病、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等により緊急・一時的に保育を必要とする場合に、保育所その他の場所において一時的に児童を預かる事業です。

・対象児童年齢・・・0歳～5歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	12,100人日	13,180人日	13,590人日	13,540人日	13,590人日
②確保量	58,080人日	63,480人日	65,520人日	65,280人日	65,520人日
②-①	45,980人日	50,300人日	51,930人日	51,740人日	51,930人日

(9) 病児保育事業等

事業概要

病児保育事業は、急変が認められない病気の児童や病気の回復期にある児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

・対象児童年齢・・・生後2か月～小学校3年生まで

緊急サポートセンター事業は、緊急時や病児・病後児及び宿泊を伴う対応を実施し、ファミリー・サポート・センター事業を補完する病児・緊急対応強化事業です。

・対象児童年齢・・・概ね0歳～小学校6年生

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,350人日	1,350人日	1,350人日	1,350人日	1,350人日
②確保方策					
病児保育事業	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日	1,200人日
実施箇所数	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
病児・緊急対応強化事業	150人日	150人日	150人日	150人日	150人日
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業概要

子どもの送迎や預かり等の援助を希望する依頼会員と、当該援助を行うことを希望する提供会員の相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

・対象児童年齢…概ね 0 歳～小学校 6 年生

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	9,494 人日	9,614 人日	9,739 人日	9,870 人日	10,007 人日
5 歳児まで	2,738 人日	2,684 人日	2,631 人日	2,579 人日	2,528 人日
就学後	6,756 人日	6,930 人日	7,108 人日	7,291 人日	7,479 人日
②確保量	9,494 人日	9,614 人日	9,739 人日	9,870 人日	10,007 人日
5 歳児まで	2,738 人日	2,684 人日	2,631 人日	2,579 人日	2,528 人日
就学後	6,756 人日	6,930 人日	7,108 人日	7,291 人日	7,479 人日
②－①	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(11) 妊婦健康診査

事業概要

妊婦に対して、妊娠初期から分娩までの間、必要に応じて健康診査を行う事業です。妊娠の届出の際に母子健康手帳交付と併せて 14 回分の妊婦健康診査助成券を交付します。

・検査項目：妊婦一般健康診査の項目及び各種医学的検査

・実施時期：①妊娠初期～妊娠 23 週：4 週間に 1 回

②妊娠 24 週～妊娠 35 週：2 週間に 1 回

③妊娠 36 週～分娩：1 週間に 1 回

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	30,071 人回	29,810 人回	29,691 人回	29,560 人回	29,417 人回
②確保量	30,071 人回	29,810 人回	29,691 人回	29,560 人回	29,417 人回
確保方策	実施場所：川越市が委託する医療機関等				
②－①	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回	0 人回

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

教育・保育給付認定保護者の特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用または、新制度未移行の幼稚園における副食材料費について、世帯の所得状況等を勘案し、市が定める基準に該当した場合において、負担軽減を図るために助成を行う事業です。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1,392 人	1,374 人	1,361 人	1,336 人	1,314 人
②確保量	1,392 人	1,374 人	1,361 人	1,336 人	1,314 人
②－①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第59条で実施が定められている地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みと確保方策を定めるものです。

		単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
(1)利用者支援事業	母子保健型	箇所	2	2	2	2	2	
			2	2	2	2	2	
	基本型・特定型		4	5	5	5	5	
			4	5	5	5	5	
(2)時間外保育事業(延長保育事業)		人	2,374	2,342	2,319	2,266	2,237	
			2,374	2,342	2,319	2,266	2,237	
(3)放課後児童健全育成事業		人	3,022	3,159	3,294	3,409	3,556	
			3,934	4,094	4,214	4,334	4,454	
(4)子育て短期支援事業	トワイライトステイ事業	人日	500	505	510	515	520	
			500	505	510	515	520	
	ショートステイ事業		50	55	60	70	80	
			50	55	60	70	80	
(5)乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導)		人	2,432	2,400	2,379	2,370	2,359	
			2,432	2,400	2,379	2,370	2,359	
(6)養育支援訪問事業 その他要支援児童 の支援に資する事業	養育支援訪問事業	人	16	16	16	16	16	
			16	16	16	16	16	
	要保護児童等	人	705	750	795	795	795	
			705	750	795	795	795	
(7)地域子育て支援拠点事業		人日	96,816	95,335	94,170	93,244	92,627	
			92,702	94,086	94,170	93,244	92,627	
(8)一時預かり事業	幼稚園等	人日	251,586	248,382	245,978	241,171	237,365	
			251,586	248,382	245,978	241,171	237,365	
	保育所等	人日	12,100	13,180	13,590	13,540	13,590	
			58,080	63,480	65,520	65,280	65,520	
(9)病児保育事業等		人日	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	
			1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	
(10)ファミリー・サポート・センター事業	5 歳児まで	人日	2,738	2,684	2,631	2,579	2,528	
			2,738	2,684	2,631	2,579	2,528	
	就学後		人日	6,756	6,930	7,108	7,291	7,479
				6,756	6,930	7,108	7,291	7,479
(11)妊婦健康診査		人回	30,071	29,810	29,691	29,560	29,417	
			30,071	29,810	29,691	29,560	29,417	
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業		人	1,392	1,374	1,361	1,336	1,314	
			1,392	1,374	1,361	1,336	1,314	
(13)多様な主体が本制度に参入することを促進する事業		—	—	—	—	—	—	

※上段：量の見込み 下段：確保量

～計画の基本理念について～

生まれたばかりの子どもは、自分ひとりでは生きていけない存在です。大人の手を借りてはじめて生命を維持し、人として成長することができます。

その命は、生まれながらにしてさまざまな固有の権利を有し、かけがえのない存在として尊重されることが必要です。

そして子どもは、保護者や多くの人々の愛情に育まれ、子ども同士が集団の中で育ち合いながら一人の人間として日々成長していきます。

保護者もまた、子どもを生み育てる過程を通じて成長していきます。子どもに限りない愛情を注ぎ、子どもの成長に感謝・感動しつつ、保護者自身が成長することで、喜びや生きがいを感じることができます。

子どもが安心して育まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての不安や孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを行政や地域社会全体で支援していく必要があります。

本市では、「安心して子育てができるまち川越」を基本理念として、将来を担う子どもたちが歴史と文化に育まれたまち川越で健やかに成長でき、保護者が地域の人々とともに安心して子どもを生み育てることができ、更に子育ての楽しさや喜びを実感できるまちを目指します。

安心して子育てができるまち川越

第2期川越市子ども・子育て支援事業計画 概要版
令和2年度～令和6年度
(令和2年3月)

発行 川越市
編集 川越市こども未来部こども政策課
〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1
電話:049-224-6278(直通)
FAX:049-223-8786

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。